

湖南省特別職報酬等審議会

日時：平成 25 年 4 月 15 日

場所：市役所東庁舎 3階

会議次第

- 1 開会あいさつ
- 2 会長選出
- 3 会長あいさつ
- 4 諮 問
- 5 議事項目
 - ① 議会議員の報酬および政務活動費について

平成25年度 湖南省特別職報酬等審議会 委員名簿

(敬称略)

	委員名	代表(構成団体)
1	園田英次	工業会
2	上西保	商工会
3	高畑松夫	産業経済懇話会
4	平松善雄	観光協会
5	山村聰	区長会
6	龍池直明	湖南省社会福祉協議会
7	吉川隆雄	湖南省シルバー人材センター
8	傍田安子	女性代表 (民生委員児童委員協議会)
9	北村典子	女性代表 (ふじん会)
10	森道広	勤労者代表 (湖南甲賀地区労働者福祉協議会)

○湖南省特別職報酬等審議会条例

平成16年10月1日

条例第50号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ議員報酬等の額について審議するため、湖南省特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額及び政務調査費に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額及び政務調査費について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は湖南省の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が任命する。

2 委員は当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、特別職の職員の任免及び給与に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

付 則 (平成18年条例第32号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則 (平成19年条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の改正規定については、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により、その任期中に限り、なお従前の例により在職することとされる収入役の在職期間中においては、第2条中「副市長」とあるのは「副市長及び収入役」と読み替えるものとする。

付 則 (平成20年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。